

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日は、その
日か休日に
当たるときの
翌日)

目次

- ◇規則 職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則
理学療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則
- ◇告示 計量器の定期検査の実施
定期種畜検査の実施
入会林野整備計画の認可(二件)
土地改良事業の認可
土地改良事業計画の変更の認可
基本測量の実施(三件)
基本測量の終了
開発行為に関する工事の完了
都市計画事業の変更の認可(二件)
- ◇教委告示 教育委員会の招集
- ◇人委規則 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則
職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

規則

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林、 鴻 三

鳥取県規則第二十六号

職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

職員の職の設置等に関する規則(昭和三十九年二月鳥取県規則第六号)の一部を次のように改正する。

別表第三号中「医師」の下に「・歯科医師」を加える。

附則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

◇人委告示 昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号の一部改正

◇内水面漁場管理委告示 昭和五十年内水面共同漁業権増殖目標量

◇公 告 電気工事士試験の実施

理学療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第二十七号

理学療法士修学資金貸付規則の一部を改正する規則

理学療法士修学資金貸付規則（昭和四十九年三月鳥取県規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項中「五千元」を「七千元」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。
- 2 昭和五十年三月三十一日以前に理学療法士修学資金の貸付けを受けていた者に係る修学資金の額については、改正後の理学療法士修学資金貸付規則第四条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

鳥取県告示第三百七十一号

計量法（昭和二十六年法律第二百七号）第四百十条の規定に基づき、境港市に所在する計量器の定期検査を次のとおり実施するので、同法第四百

十三条の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器

実施期間 実施の場所

昭和五十年五月二十日から

当該計量器の所在場所

昭和五十一年三月三十一日まで

二 計量法第四百十二条各号に掲げる計量器以外の計量器

検査期日 検査時間 実施区域 検査場所

五月二十日 午前九時三十分から
午後三時三十分まで 境港市 境公民館

〃 二十一日 〃 〃 〃 〃

〃 二十二日 午前十時から
午後三時まで 〃 〃 外江公民館

〃 二十三日 〃 〃 〃 〃 渡公民館

〃 二十六日 〃 〃 〃 〃 中浜公民館

〃 二十七日 〃 〃 〃 〃 余子公民館

〃 二十八日 〃 〃 〃 〃 上道公民館

〃 二十九日 午前十時から
正午まで 航空自衛隊輸送航空団
美保基地

〃 〃 午後一時から
午後三時まで 境公民館

鳥取県告示第三百七十二号

家畜改良増殖法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十六号）第二条第

一項の規定に基づき、農林大臣から昭和五十年定期種畜検査を次のとおり実施する旨の通知を受けたので、同規則同条第二項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

検 査 期 日		検 査 場 所	家畜の種類
第一次	第二次		
五月十六日 午前十時から	五月十九日 午前十時から	鳥取市国安 鳥取県種畜場鳥取分場	乳用牛、肉用牛、豚及び馬
五月十七日 午前九時から	五月二十日 午前九時から	倉吉市大塚 中部家畜市場	"
午後一時から	午後一時から	東伯郡赤碕町出上 鳥取種畜牧場	"
午後三時から	午後三時から	" 松谷 鳥取県種畜場	"
五月十八日 午前十時から	五月二十一日 午前十時から	西伯郡大山町所子 所子家畜検査場	"
午後一時から	午後一時から	米子市吉岡 西部家畜市場	"
午後三時から	午後三時から	" 両三柳 中小家畜試験場	"
五月十九日 午前十時から	五月二十二日 午前十時から	西伯郡西伯町法勝寺 法勝寺家畜検査場	"
午後一時から	午後一時から	" 岸本町岸本 岸本家畜検査場	"
五月二十日 午前十時から	五月二十三日 午前十時から	日野郡溝口町溝口 溝口家畜市場	"
午後一時から	午後一時から	" 江府町江尾 江尾家畜市場	"

五月二十一日 午前十時から	五月二十四日 午前十時から	" 日南町生山 山家畜市場	"
午後一時から	午後一時から	" 日野町根雨 根雨家畜市場	"

鳥取県告示第三百七十三号

岩美郡国府町大石入会林野整備組合組合長小林壽導から申請のあつた大石入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十四号

気高郡青谷町桑原入会林野整備組合組合長中林判治から申請のあつた桑原入会林野整備計画については、入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律（昭和四十一年法律第二百二十六号）第十一条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十四日認可したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十五号

岩美町から申請のあつた町営土地改良(黒谷地区農業用排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和五十年四月十五日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十六号

久米土地改良区から申請のあつた土地改良(久米地区維持管理)事業計画の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき昭和五十年四月十五日認可したので、同法同条第九項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第三百七十七号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(国土基本図作成作業)

二 作業期間

昭和五十年四月二十一日から昭和五十一年三月十日まで

三 作業地域

鳥取市、気高町、鹿野町、郡家町、八東町、河原町、船岡町及び国府町

鳥取県告示第三百七十八号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(二万五千分の一地形図現地調査作業)

二 作業期間

昭和五十年四月二十五日から昭和五十一年二月二十日まで

三 作業地域

米子市、境港市、日南町、溝口町、大山町、岸本町、名和町、淀江町、日吉津村、西伯町及び会見町

鳥取県告示第三百七十九号

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があ

つたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量(高精度トラバース測量)

二 作業期間

昭和五十年四月二十二日から昭和五十年十二月二十日まで

三 作業地域

鳥取市、米子市、大山町及び青谷町

鳥取県告示第三百八十号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量の実施を終わつた旨の通知があつたので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 作業種類

基本測量

二 作業地域

会見町、西伯町、溝口町、江府町、日野町及び日南町

三 終了年月日

昭和五十年三月二十日

鳥取県告示第三百八十一号

次の開発行為に關する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十九年八月二日 鳥取県指令受都計第二百九十六号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市岩倉字棚田及び字井後

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市末広温泉町六五九番地

日興土地観光有限会社

代表取締役 墨土惣市

鳥取県告示第三百八十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定に基づき、昭和四十七年十二月鳥取県告示第千八十六号鳥取都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

鳥取市

二 都市計画事業の種類及び名称

鳥取都市計画公園事業 第七・四・一号 榑谿公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十二月二十六日から昭和五十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

変更なし

鳥取県告示第三百八十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、昭和四十九年三月鳥取県告示第二百六十六号米子境港都市計画公園事業の事業計画の変更を認可したので、同法同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭五十年四月十八日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 施行者の名称

境港市

二 都市計画事業の種類及び名称

米子境港都市計画公園事業 第三・三・三号 境中央公園

三 事業施行期間

昭和四十七年十二月二十六日から昭和五十二年三月三十一日まで

四 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第六号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十年四月十八日

鳥取県教育委員会委員長 藤 間 忠 顕

一 日時 昭和五十年四月二十二日 午後三時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県教育委員会委員室

三 議題 (1) 鳥取県スポーツ振興審議会委員の任免について

(2) その他

人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第六号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第一号中「及び医師」を「、医師及び歯科医師」に改め、同条第二項第一号中「及び理療師」を「、理療師及び歯科衛生士」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第七号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。
別表第三の七の表の四等級の項中「医師」の下に「又は歯科医師」を加える。

別表第九の表を次のように改める。

職 種	学 歴 免 許	初 任 給
医師及び 歯科医師	大学院博士課程修了	一五二、五〇〇円
	医 大 卒	一二〇、五〇〇円
	医 専 五 卒	一〇二、五〇〇円
	医 専 四 卒	九七、一〇〇円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の特殊勤務手当の支給に関する規則(昭和三十一年四月鳥取県人事委員会規則第五号)の一部を次のように改正する。

第五条の表の六級の項中「医師」の下に「及び歯科医師」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和五十年四月一日から適用する。

人事委員会告示

鳥取県人事委員会告示第一号

昭和三十三年八月鳥取県人事委員会告示第四号（選考により採用又は昇任させる職について）の一部を次のように改正し、昭和五十年四月一日から適用する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県人事委員会委員長 森 本 繁 蔵

第一号中「医師の職」の下に「、歯科医師の職」を加える。

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項及び第三十条第四項の規定に基づき、昭和五十年度における内水面共同漁業権者に係る目標増殖量を定めたので、次のとおり告示する。

昭和五十年四月十八日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 千代西尾 泰 章

昭和五十年内水面共同漁業権増殖目標量

免許番号	漁業権者	河川湖沼別	魚				種別									
			あゆ（キログラム）	にじます（千尾）	いわな、やまめ（千尾）	うぐい（平方メートル）	はえ（千粒）	こい（千尾）	ふな（千粒）	うなぎ（キログラム）	わかさぎ（千粒）	しじみ（トン）	ぼら（回）	えび（平方メートル）		
内共第一号	千代川漁業協同組合	千代川	一、五〇〇	八	一〇	一、〇〇〇	五、〇〇〇	一一								
内共第二号	天神川漁業協同組合	天神川	七六〇	四	六	六〇〇	三、〇〇〇	四								
内共第三号	日野用水系漁業協同組合	日野川	一、二〇〇	六	一二	八〇〇	四、〇〇〇	一八								
内共第四号	湖山池漁業協同組合	湖山池							四〇一、〇〇〇							
内共第五号	東郷湖漁業協同組合	東郷湖							四〇一、〇〇〇	六〇	八、〇〇〇	二	開口作業 六		一〇〇	

備考
一 こい種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする（千代川、天神川及び日野川に限る。）。
二 にじます種苗の規格は、十センチメートル以上のものとする。

公 告

電気工事士法（昭和35年法律第139号）第5条第2項の規定により、昭和50年度電気工事士試験を次のとおり実施する。

昭和50年4月18日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 筆記試験

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和50年6月15日（日曜日） 午後1時から午後3時まで

イ 場所 鳥取市、倉吉市及び米子市

(2) 試験科目

科 目	内 容
電気に関する基礎理論	<ol style="list-style-type: none"> 1 電流、電圧、電力及び電気抵抗 2 導体及び絶縁体 3 交流電気の基本概念 4 電気回路の計算
配電理論及び配線設計	<ol style="list-style-type: none"> 1 配電方式 2 引込線 3 屋外配線 4 屋側配線 5 屋内配線

電気機器、配線器具並びに電気工事用の材料及び工具	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気機器及び配線器具の構造及び性能 2 電気工事用の材料の材質及び用途 3 電気工事用の工具の用途
電気工事の施工方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 配線工事の方法 2 電気構器及び配線器具の設置工事の方法 3 コード及びケーブルタイヤケーブルの取付方法 4 接地工事の方法
一般用電気工作物の検査方法	<ol style="list-style-type: none"> 1 点検の方法 2 導通試験の方法 3 絶縁抵抗試験の方法 4 接地抵抗試験の方法 5 試験用器具の性能及び使用方法
配 線 図	配線図の表示事項及び表示方法
一般用電気工作物の保安に関する法令	<ol style="list-style-type: none"> 1 電気工事士法、電気工事士法施行令（昭和35年政令第260号）及び電気工事士法施行規則（昭和35年通商産業省令第97号） 2 電気設備に関する技術基準を定める省令（昭和40年通商産業省令第61号） 3 電気用品取締法（昭和36年法律第234号）、電気用品取締法施行令（昭和37年政令第324号）、電気用品取締法施行規則（昭和37年通商産業省令第84号）及び電気用品の技術上の基準を定める省令（昭

和37年通商産業省令第85号)

2 技能試験

技能試験は、筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に対し実施する。

(1) 試験の日時及び場所

ア 日時 昭和50年8月10日(日曜日)

午前8時30分から午後5時まで

イ 場所 鳥取市

(2) 試験科目

ア 電線の接続

イ 配線工事

ウ 電気機器及び配線器具の設置

エ 電気機器、配線器具並びに電気工用の材料及び工具の使用方法

オ コード及びキヤプタイヤケールの取付け

カ 接地工事

キ 電流、電圧、電力及び電気抵抗の測定

ク 一般用電気工作物の検査

ケ 一般用電気工作物の故障箇所修理

3 受験手続

次の書類を鳥取市東町一丁目220番地鳥取県総務部消防防災課防災係へ提出すること。

なお、筆記試験の免除を申請する者は、電気工事士法施行令第9条第1項各号のいずれかに該当する者であること、又は前回の筆記試験に合

格した者であることを証明する書類を添付すること。

(1) 受験願書

鳥取県総務部消防防災課に備付けの所定の用紙によること。

(2) 写真

受験願書提出前6箇月以内に撮影した上半身正面像のものを受験願書の所定の欄にはり付けること。

4 受験願書の受付期間

昭和50年5月1日から昭和50年5月31日まで

5 受験手数料及び納付方法

(1) 受験手数料 1,500円

(2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の上部にはり付けること。この場合、消印しないこと。

6 受験票

筆記試験の受験票は受験願書を提出した者に、技能試験の受験票は筆記試験に合格した者及び筆記試験を免除された者に交付する。